

大台町 シェッド長寿命化修繕計画
(シェッド個別施設計画)

令和4年3月

大台町 建設課

1. 長寿命化修繕計画の目的

1) 背景

大台町が管理するシェッドは、町道新大杉谷線無名ロックシェッドの1施設です。

これまでの道路施設の維持管理は、損傷が深刻な状態に陥った段階で、大規模な修繕や架替えなど、事後的に修繕を実施する対症療法型の手法がとられていました。

今後、道路施設の高齢化が急速に進展していくことから、従来同様の事後的な維持管理では維持管理に係る費用が膨大となり、利用者への安全性や信頼性を確保するための適切な維持管理の継続が困難となり、結果として道路サービスの低下に繋がることと予想されます。

そのため、シェッドの効率的な維持管理を行うためにも、定期点検の実施に併せて、計画的な維持修繕を行うための長寿命化修繕計画を策定し、メンテナンスサイクルを構築する必要があります。

2) 目的

安全性や信頼性を確保した道路サービスの提供を目的に、長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な維持管理から予防的な修繕および計画的な架替えを実施する、予防保全型へと管理手法の転換を図ります。

また、長寿命化修繕計画に基づき、シェッドの長寿命化並びに維持管理費用の縮減を図ります。

2. 長寿命化修繕計画の対象施設

1) 対象施設

名称	所在地	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	建設年度	経過年数 (R3. 4. 1現在)
無名ロックシェッド	大台町 大井	町道新大杉 谷線	70.5	7.0	平成18年 (2006年)	15年

2) 点検結果

名称	判定区分	点検年度	次回点検	備考
無名ロックシェッド	Ⅱ	令和元年度	令和6年度	下部工にひび割れが見られる。予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい。



無名ロックシェッド

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

健全度の把握は、『シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成31年2月）国土交通省』、『三重県シェッド点検要領（令和3年3月）』に基づく点検を定期的
に実施し、シェッドの損傷状況を踏まえ継続的に健全度の把握を行っていきます。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

シェッドを良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール等の実施
を徹底していきます。

【シェッドの点検方法】

- 定期点検は、近接目視による点検、もしくは自らの近接目視によるときと同等の健全性
の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により行うことを基本とす
る。
- また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

【シェッドの健全性診断】

- 健全性の診断は、着目する部材とその損傷がシェッドの機能に及ぼす影響の観点から
行う。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点 から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置 を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が 著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

4. シェッドの長寿命化及び修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針

1) 具体的な方針

計画対象とする1施設のシェッドについて、従来の損傷が深刻な状態に陥った段階で、大規模な修繕や架替えなど、事後的に修繕を実施する対症療法型の維持管理手法から、定期点検を実施して、損傷は深刻な状態に陥る前に修繕を実施する予防保全型へと維持管理手法の転換を目指します。

【優先順位の考え方】

修繕等の優先順位は、シェッドの健全度を基本として、路線の重要度等も考慮し総合的に評価します。また、定期点検を実施して最新の点検結果に基づき適宜見直しを行っていきます。

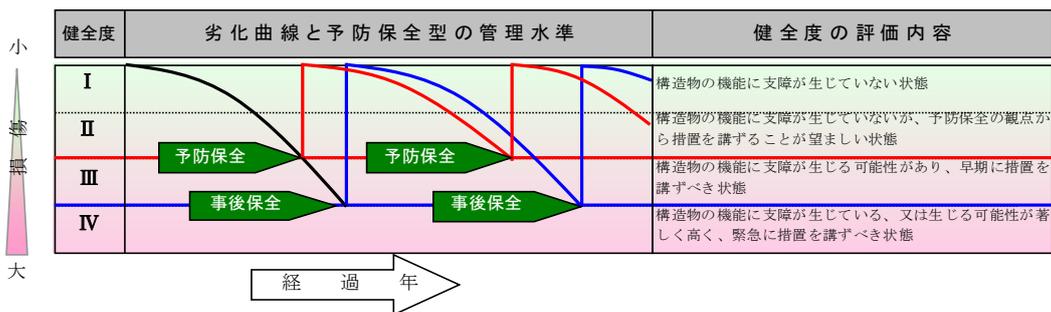
2) 具体的な取り組み

- 利用者の安全・安心を確保するため、定期点検を継続的に実施するとともに、定期点検要領に基づいてシェッドの健全度を把握します。
- 計画的に予防保全を行うために、①定期点検、②点検結果の蓄積、③修繕計画の策定、④修繕等の対策の実施、⑤修繕等の内容の蓄積というサイクルに従い、シェッドの維持管理を行い長寿命化を図ります。
- 定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るため、新技術等の活用について検討します。
- 今後の社会経済情勢の変化や施設の利用状況等の変化に応じた適正な配置のための集約化・撤去、機能縮小について検討を行います。

【予防保全型の管理】

道路利用者の被害を未然に防止する観点から健全度Ⅱを管理基準として、健全度Ⅲになる前に予防保全（修繕等の対策）を実施していきます。

予防保全型管理の概要図



3) 費用縮減に向けた短期的な取り組み

○ 集約化・撤去等による費用縮減

社会経済情勢や施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況に応じて、施設の集約化・撤去および機能縮小などによる費用縮減に取り組むこととし、令和7年度までに管理するシェッドに対し、集約化・撤去等の検証を行います。

○ 新技術・新材料の活用

今後、定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減を図るために新技術等の活用について検討することとします。

5. 対象シェッドの対策

1) 次回定期点検時期

- 定期点検とは、予め一定の期間を定めて行うもので、三重県シェッド点検要領（令和3年3月）に基づき、5年に1回の頻度で実施することを基本とします。

2) 修繕計画（計画期間）

- 本計画の期間は、10年間とします。なお、本表に示す数値は定期点検結果等を踏まえ、適宜見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定期点検費（千円）	-	-	-	500	-
修繕対策費（千円）	-	-	1,000	-	-
対策内容	-	-	ひび割れ補修	-	-
長寿命化修繕計画策定	-	-	-	○	-
合計（千円）	-	-	1,000	500	-

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
定期点検費（千円）	-	-	-	500	-
修繕対策費（千円）	-	-	-	-	-
対策内容	-	-	-	-	-
長寿命化修繕計画策定	-	-	-	○	-
合計（千円）	-	-	-	500	-

6. 計画策定担当部署

1) 計画策定担当部署

三重県 大台町 建設課 tel 0598-82-3788